

公立大学法人福岡女子大学基金学術研究助成金交付要綱

平成 18 年 11 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人福岡女子大学基金規則第 3 条第 1 項第 2 号に定める女性生涯学習研究に資する学術研究等の助成について、公立大学法人福岡女子大学基金女性生涯学習研究部会（以下「部会」という。）運営要綱第 7 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の種別及び交付額)

第 2 条 この要項に基づく助成金（以下「助成金」という。）の交付の種別及び交付額は、次の表のとおりとする。

交付の種別	交付額
公募枠研究助成	5 万円
推薦枠研究助成	3 万円

2 助成金の交付にあたっては、公募枠研究助成については年間若干名とし、推薦枠研究助成については各コース、各領域年間 1 名とする。

(交付の対象)

第 3 条 助成金の交付の対象は、次の各号に定める。

- (1) 公募枠研究助成の対象は、女性生涯学習研究に資する調査・研究、活動等において特に成果が期待できると認められる個人または団体で、その代表者は本学学生及び卒業生とする。
- (2) 推薦枠研究助成の対象は、修士論文に取り組む大学院修士・博士前期課程 2 年次に在籍する者で、将来その研究成果を生涯学習に生かせると期待できると認められる者とする。

(交付の申請)

第 4 条 助成金交付の希望者は、申請書を 5 月 1 日から 5 月末日（ただし、土日祭日は除く）の期間に、部会に提出しなければならない。

2 提出する申請書は、次の各号に定める。

- (1) 公募枠研究助成の場合は、申請書（様式第 1 号）とする。
- (2) 推薦枠研究助成の場合は、各専攻の推薦を得た申請書（様式第 1 号その 2）とする。

(交付の決定)

第 5 条 助成金交付の決定は、部会において審査選考し、決定する。

2 助成金交付希望者は、交付決定後に研究題目及び研究内容を変更することはできない。ただし、部会がやむを得ないと認めて承認した場合においては、この限りでない。

(助成金交付の決定通知)

第 6 条 助成金の採否については、6 月末日までに申請者へ通知する。

(助成金の交付)

第 7 条 助成金の交付は、7 月初旬に行うものとする。

(実績等の報告)

第 8 条 調査・研究、活動等の報告方法は、次の各号に定める。

- (1) 公募枠研究助成の場合は、翌年度 6 月末日までに報告書（様式第 2 号）及び研究報告書 1

部を、部会に提出しなければならない。

- (2) 推薦枠研究助成の場合は、翌年 3 月 10 日までに報告書（様式第 2 号その 2）及び修士論文 1 部を、部会に提出しなければならない。

（助成金の決定の取消し及び返還）

第 9 条 助成金交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の取消し、またはすでに交付した一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき。
(2) 前条に定める報告を行わないとき。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 14 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（承継）

- 2 福岡女子大学女性生涯学習研究基金学術研究助成金交付要項に基づき実施したものは、本要綱に承継するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。